

審査請求の具体的なケースを想定!

ケーススタディ 行政不服審査法

自治体における審査請求実務の手引き
中村健人/荻野泰三/山下将志 [著]

ケーススタディ 行政不服審査法

自治体における審査請求実務の手引き

中村健人/荻野泰三/山下将志 [著]

B5判・216頁 定価：本体2,800円+税

本書の特色

- 不服申立が多く発生する3つのケース（生活保護、税、保育所入所）の事案を例に、審査請求手続を事務の流れに沿ってわかりやすく解説。
- 審理員候補者である自治体管理職員や、それを補助する総務部門職員のための実践的な手引書。
- 一連の審査請求事務における、処分庁（原課）、審査庁、審理員、審理員補助者等の役割と実務上の留意点を丁寧に解説。

CASE STUDY
Commentary on
Administrative
Appeal Act



第一法規

CASE 3 保育所入所

事案の概要

青南市に居住するシングルマザーの金長小嶋美さんは、子供（金長常好くん）を保育所に入所させるため、最寄りの青南市立パンダ保育所を第一希望、次に近い青南市立キリン保育所を第二希望、遠いけれども定員が多い青南市立ソウ保育所を第三希望として、平成29年1月6日、青南市（福祉部児童保育課）に保育所の入所申し込みを行いました。

青南市（福祉部児童保育課）が利用調整を行った結果、金長常好くんは、パンダ保育所とキリン保育所には入所できませんでしたが、ソウ保育所には入所できることになりました。青南市（福祉部児童保育課）は、平成29年3月15日付けで、金長小嶋美さんに対して、ソウ保育所への入所承諾を通知し、金長常好くんは、ソウ保育所に同年4月1日から入所できることになりました。

金長小嶋美さんは、職場とソウ保育所が離れていたため、次第に金長常好くんをソウ保育所に送迎することが大きな負担となっていきました。そこで、平成29年4月12日、二次調整が行われた際にパンダ保育所又はキリン保育所への転所を申し込みましたが、青南市（福祉部児童保育課）は、同月26日付けで、転所希望施設の定員に空きがないことを理由として、利用不承諾を通知しました。困った金長小嶋美さんは、何度も福祉部児童保育課に電話をし、時にはかねてから相談していた兄の金長菜美さんと一緒に役所の窓口を訪れ、「近所の友人の子はパンダ保育所に入所できているのに自分の子が入れないのはおかしい、ちゃんとした説明がなく転所できない理由もよく分からない。このままでは生活が立ち行かなくなるので、パンダ保育所とキリン保育所に何とかが転所させて欲しい」と訴えましたが、結局、転所は認められませんでした。

金長小嶋美さんは、インターネットで保育所入所不承諾について調べたところ、審査請求を申し立てられることを知りました。そこで、金長菜美さんの助けを得ながら審査請求書を作成し、平成29年5月8日、青南市福祉部児童保育課に審査請求書を提出して、同年4月26日付けの保育所利用不承諾通知を不服とする審査請求を申し立てました。

第2章 ケース別実務解説

審査庁と処分庁が同一の場合は、正本1通の提出しかされませんが、正本をコピーし、処分担当課が当該コピーを保管することになります。

2 本件での手続

審査請求人の金長小嶋美さんは、平成29年5月8日、処分担当課である青南市福祉部児童保育課に審査請求書1通提出しました（資料14・164頁）。処分庁と審査庁は同一ですので、正本1通の提出で足りる。

福祉部児童保育課は、同日中に、受け付けた審査請求書に受付印を押印したうえで、同課保管用のコピーを作成し、正本を青南市総務部総務課に送ることになりました（資料15・165頁）。

なお、福祉部児童保育課としては、審査を所管する総務部総務課に誘導して、総務部総務課に提出してもらい運用もあり得るところですが、処分庁と審査庁が異なる場合に処分庁への提出を認めている法の趣旨からすれば、処分担当課が審査請求書を受け付ける運用でも問題はないと考えられます。

COLUMN20

副本作成はあくまで審査請求人の義務

審査庁と処分庁が異なるとき、審査請求書は正副2通の提出が必要となりますが、審査請求人が副本の提出を拒み、正本1通しか提出されない場合にはどのように処理すべきでしょうか。一つは、過失申立てではない（令4条1項違反）ということで、補正を命じたうえで、不遵法却下するという考え方があり（注24条1項）。法令で明確に副本を要求している以上、そのような処理もやむを得ないともいえます（補正命令や却下は、当然、審査庁が行います）。

もっとも、審査請求人の手続保障をより向上させた法改正の趣旨を踏まえると、審査庁で副本を作成して（コピーして）、審査請求手続を進めるという方法も考えられます。なお、審査請求書が処分庁に提出された場合には、副本が提出されなくとも、処分庁は、速やかに正本を審査庁に送付する必要があると見られます。その後、上記の手続を経て審査請求を却下するが、副本を作成して審査請求手続を進めるかについては、審査庁が判断すべき事項だからです。

生活
保護

税

保育所
入所



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
http://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第1章 制度解説編

- 1 制度概要
 - (1) 処分庁と審査請求人
 - (2) 審査請求人と審査庁
 - (3) 審査庁と審理員
 - (4) 審理員と審査請求人・処分庁
 - (5) 審査庁と審査会
- 2 審査手続の流れ
 - (1) 手続の流れ
 - ① 弁明書、証拠提出（処分庁→審理員）
 - ② 反論書、証拠提出（審査請求人→審理員）
 - ③ 質問、物件提出要求（審理員→審理関係人等）
 - ④ 最終反論書提出（審査請求人→審理員）
 - ⑤ 審理員意見書提出（審理員→審査庁）
 - ⑥ 諮問（審査庁→審査会）、答申（審査会→審査庁）
 - ⑦ 裁決（審査庁→審査請求人）
 - (2) 制度の運用に悩んだ場合の指針

第2章 ケース別実務解説編

CASE 1 生活保護

- 事案の概要
 本件の審査請求手続の流れ
 1 処分庁での審査請求書及び執行

- 停止申立書の受付並びに審査庁への送付、審理員指名
 2 審査庁による執行停止申立てに対する決定
 3 審理員の処分庁に対する弁明書提出要求
 4 弁明書の作成・提出
 5 審査請求人への弁明書の送付と反論書の提出
 6 審理員の処分庁への質問・物件提出要求
 7 提出書類の写しの交付請求及び手数料免除申請
 8 口頭意見陳述
 9 審理員意見書作成・提出
 10 行政不服審査会への諮問・審査庁による裁決

CASE 2 税

- 事案の概要
 本件の審査請求手続の流れ
 1 審査請求書の受付・審査
 2 審理員の指名
 3 審理員による弁明書提出要求
 4 処分庁による弁明書の作成・提出
 5 審査請求人への弁明書送付・反論書提出期間通知
 6 口頭意見陳述
 7 審理員意見書の作成・提出
 8 行政不服審査会への諮問
 9 裁決

CASE 3 保育所入所

- 事案の概要
 本件の審査請求手続の流れ
 1 審査請求書の受付

- 2 審査請求書の送付
 3 審査請求書の補正
 4 審理員の指名
 5 審理関係人の主張と立証
 6 口頭意見陳述
 7 審理員意見書
 8 行政不服審査会
 9 裁決

第3章 資料編 (抜粋)

CASE 1 生活保護

- 資料1 審査請求書
 資料7 答申書
 資料8 裁決書

CASE 2 税

- 資料9 審査請求書
 資料10 審理員意見書
 資料11 答申書
 資料12 裁決書

CASE 3 保育所入所

- 資料14 審査請求書
 資料15 審査請求書の送付について
 資料16 審査請求書の補正について
 資料17 補正書
 資料18 審理員指名書
 資料22 弁明書
 資料26 口頭意見陳述申立書
 資料27 質問事項書
 資料33 審理員意見書
 資料34 諮問書
 資料40 答申書
 資料42 裁決書

COLUMN一覧

- 1 審理員補助者の役割
- 2 執行停止を求めているのか
- 3 弁明書を提出する必要があるか？
- 4 当てはめの記載を丁寧に
- 5 反論書を受け取った処分庁の対応
- 6 物件提出要求や質問をするか
- 7 処分庁が開示を恐れて提出しない問題・要約書面？
- 8 口頭意見陳述の状況の録音データの開示を求められたら
- 9 審理員意見書作成のプロセス
- 10 諮問の要否に注意
- 11 審査庁へのレクチャー
- 12 独任制機関と合議制機関
- 13 職権探知の可否
- 14 「弁明」という言葉のイメージと実際
- 15 審理員補助者の選任
- 16 口頭意見陳述における不規則発言
- 17 審理員間の見解が異なる場合の審理員意見書の書き方
- 18 審査会の事務局
- 19 証拠書類等の返還
- 20 副本作成はあくまで審査請求人の義務？
- 21 処分担当課と審査担当課は分けるべき？
- 22 軽微な間違いにも補正命令？
- 23 審理員は処分担当課の業務に精通している必要があるか？
- 24 提出書類の開示・非開示の意見
- 25 口頭意見陳述の土日・夜間の開催
- 26 納得感のある意見書
- 27 審査会が行政手続のあり方を変える？
- 28 裁決の内容を争う方法(裁決取消訴訟)

リアルな事例で審査手続をまるまる理解！

改正行政不服審査法 審査手続研修キット

DVD：定価6,000円(税込)、レジュメ・資料集：3,000円(税込) 2016年3月発行



詳細・お申し込みはコチラ → **第一法規** **検索** CLICK!

<クレジットカードでもお支払いいただけます>

